

滋賀県労働委員会

年 報

— 令和 7 年版 —



滋賀県労働委員会事務局編

# 目 次

第1章	滋賀県労働委員会の構成	
1	概要	1
2	沿革	1
3	委員	2
4	あっせん員候補者	3
第2章	滋賀県労働委員会の活動状況	
第1節	会議等	
1	概要	4
2	総会	4
3	公益委員会議	9
4	研究会	10
5	労働相談会	10
6	委員会連絡会議	11
7	事務局連絡会議	12
8	業務運営状況調査	13
9	審問見学	13
10	講座等	13
11	研修	14
第2節	事件取扱概況	16
第3節	審査	
1	不当労働行為事件審査	
(1)	概況	18
(2)	審査の期間の目標の達成状況	18
(3)	取扱事件一覧表	18
(4)	事件の概要	18
(5)	再審査申立事件の概要	18
(6)	行政訴訟事件の概要	18
2	労働組合資格審査	
(1)	概況	19
(2)	資格審査一覧表	20
第4節	調整	
(1)	概況	21
(2)	取扱事件一覧表	24

第5節 争議の実情調査	
(1) 概況 .....	29
(2) 実情調査一覧 .....	30
第6節 広報活動 .....	31

# 第1章 滋賀県労働委員会の構成

## 1 概要

都道府県労働委員会は、労働者の団結を擁護することおよび労働関係の公正な調整を図ることを任務として、労働組合法第19条の12および地方自治法第180条の5の規定に基づき、各都道府県が設ける行政委員会である。

当委員会は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員および使用者を代表する使用者委員各5名の計15名で構成されている。このうち労働者委員および使用者委員は、それぞれ県内の労働組合または使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員および使用者委員の同意を得て、いずれも知事から任命され、任期は2年である。

委員が任命され、委員会が構成されると、会務を総理する会長および会長の職務を代行する会長代理が公益委員の中から選挙される。

この他に委員会には、労働争議のあっせんを行うあっせん員候補者が置かれている。

また、委員会の事務を整理するため事務局が設けられ、事務局には会長の同意を得て知事から任命された事務局長以下必要な職員が置かれている。

委員会の職務権限の主なものは、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査、証明
- (2) 地公労法第5条第2項による認定、告示
- (3) 不当労働行為の審査、決定、命令
- (4) 労働争議のあっせん、調停、仲裁
- (5) 労働協約の拡張適用の決議
- (6) 争議発生届の受理
- (7) 公益事業における争議行為予告通知の受理
- (8) 労調法第37条違反に関する審査、処罰請求
- (9) 争議の実情調査
- (10) 個別的労使紛争のあっせん

以上のうち(1)、(2)、(3)、(5)および(8)は準司法的機能であり、このうち(5)を除いては公益委員のみで行う職務権限である。

## 2 沿革

昭和21年（1946年）3月1日	旧労働組合法施行（中央労働委員会および地方労働委員会設置）
昭和21年（1946年）10月13日	労働関係調整法施行（あっせん、調停、仲裁等の規定明確化）
昭和22年（1947年）5月3日	日本国憲法施行
昭和24年（1949年）6月1日	現行労働組合法施行（労働組合の資格審査、不当労働行為の審査等が公益委員の専管事項へ変更）
昭和41年（1966年）4月1日	委員の任期が1年から2年に延長
平成12年（2000年）4月1日	地方分権一括法施行（地方労働委員会の事務が機関委任事務から自治事務へ変更）
平成13年（2001年）8月16日	個別的労使紛争のあっせん開始
平成13年（2001年）10月1日	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行
平成17年（2005年）1月1日	滋賀県地方労働委員会から滋賀県労働委員会へ改称
平成21年（2009年）10月	個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間開始
平成23年（2011年）10月	無料労働相談会（10月開催）開始
平成25年（2013年）6月	月例労働相談開始

### 3 委 員

令和7年は、第48期委員（令和7年4月1日付け任命）で運営された。

第48期滋賀県労働委員会委員名簿

（令和7年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職 等	経 歴	備 考
公益委員	会長 吉 田 和 宏	弁護士	滋賀弁護士会会長	再
	会長代理 土 井 裕 明	弁護士	滋賀弁護士会会長	再
	奥 田 香 子	元近畿大学法学部教授	近畿大学法科大学院教授	再
	中 睦	弁護士	滋賀紛争調整委員会委員	再
	川 原 康 司	特定社会保険労務士	滋賀県社会保険労務士会理事	再
労働者委員	白 崎 直 樹	江若交通労働組合 執行委員長	江若交通労働組合 書記長	再
	白 木 宏 司	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 副会長	再
	榎 並 典 朗	ヤンマー労働組合 中央副執行委員長	ヤンマー労働組合 中央執行委員	再
	松 本 有 子	パナソニックアプライアンスユニオン 直轄支部 支部執行委員長	パナソニックアプライアンスユニオン 直轄支部 支部書記長	再
使用者委員	中 作 佳 正	株式会社ナカサク 代表取締役社長	株式会社ナカサク 専務取締役	再
	川 西 民 雄	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事	株式会社滋賀銀行 長浜支店長	再
	城 月 祐 子	一般財団法人近畿健康管理センター 専務理事	一般財団法人近畿健康管理センター 常務理事	再
	西 川 勝 之	レーク商事株式会社 取締役社長	株式会社滋賀銀行 常務取締役	再

※ 労働者委員、使用者委員各1名欠員

なお、令和7年中の異動は次のとおりである。

令和7年1月1日付け就任：公益委員 川原 康司

令和7年1月1日付け就任：労働者委員 松本 有子

令和7年10月22日付け退任：使用者委員 緒方 章宏

令和7年11月30日付け退任：労働者委員 大西 省三

#### 4 あっせん員候補者

労働委員会では、労働関係調整法第10条および第11条の規定に基づき、学識経験を有する者で労働争議の解決につき援助を与えることができる者をあっせん員候補者としてあらかじめ委嘱している。あっせん員候補者の任期は、法律その他に定めがなく、委員改選後の最初の総会において、また、任期途中で委員の交替があった場合は新委員任命後の総会において、あっせん員候補者の委嘱および解任を決議し、決定することを慣例としている。労働委員会では、あっせん員候補者名簿を作成、常備しており、あっせんを行う際には、原則としてこの名簿の中から会長が公労使各1名をあっせん員に指名する。なお、平成13年8月から実施している個別の労使紛争のあっせんについても、この名簿の中から会長が公労使各1名をあっせん員に指名する。

滋賀県労働委員会あっせん員候補者名簿

(令和7年12月31日現在)

氏名	現職等	委嘱年月日
吉田和宏	弁護士 滋賀県労働委員会委員	平成13. 4. 2
土井裕明	弁護士 滋賀県労働委員会委員	平成21. 4. 1
奥田香子	元近畿大学法学部教授 滋賀県労働委員会委員	平成23. 4. 1
中睦	弁護士 滋賀県労働委員会委員	平成31. 4. 1
川原康司	特定社会保険労務士 滋賀県労働委員会委員	令和7. 1. 10
白崎直樹	江若交通労働組合 執行委員長 滋賀県労働委員会委員	平成22. 11. 26
白木宏司	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長 滋賀県労働委員会委員	令和2. 10. 9
榎並典朗	ヤンマー労働組合 中央副執行委員長 滋賀県労働委員会委員	令和6. 2. 9
松本有子	パナソニックアプライアンスユニオン直轄支部 支部執行委員長 滋賀県労働委員会委員	令和7. 1. 10
中作佳正	株式会社ナカサク 代表取締役社長 滋賀県労働委員会委員	令和3. 4. 1
川西民雄	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事 滋賀県労働委員会委員	令和6. 1. 12
城月祐子	一般財団法人近畿健康管理センター 専務理事 滋賀県労働委員会委員	令和6. 4. 12
西川勝之	レーク商事株式会社 取締役社長 滋賀県労働委員会委員	令和6. 4. 12
森野実知子	滋賀県労働委員会事務局長	令和7. 4. 1
稲葉千帆	滋賀県労働委員会事務局次長	令和7. 4. 1

## 第2章 滋賀県労働委員会の活動状況

### 第1節 会議等

#### 1 概要

労働委員会の業務は、委員会の持つ合議制の原則から、全て会議によって運営されている。

会議には、総会と公益委員会議、その他必要に応じて開催する調停委員会、仲裁委員会、小委員会等がある。

総会は、委員全員をもって構成され、公益委員会議で行うものを除いた全ての問題を審議し、委員会の活動方針や仕事の進め方を決定するもので、委員会運営の中核的役割を果たしている。総会は労働委員会規則では毎月1回以上開かれることになっているが、当委員会では定例会を原則として毎月第2、第4金曜日の2回開催している。

公益委員会議は公益委員のみで行われる会議であり、不当労働行為事件の認定審査および命令の決定、労働組合の資格審査、その他地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示等を扱っている。この会議は必要に応じて開かれることになっている。

また、この他に専門知識の研鑽を図るために開催される研究会や他の都道府県労働委員会への調査、各労働委員会相互の連絡調整のために開催される全国、ブロック別の会議、および研修等があり、さらに、毎年10月の「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間に合わせた労働相談会に加え、平成25年度からは原則として毎月第4金曜日に月例労働相談を開催している。

令和7年中における会議等の開催状況は以下のとおりである。

#### 2 総会

開催回数	期日	付議事項および報告事項
第1855回	令和7.1.10	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の委嘱および解任について (2) 公益委員の世話係(幹事)および研修・啓発小委員会の委員の選出について 2 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和6年(個)第11号 (2) 争議の実情調査について 3 その他事項 (1) 月例労働相談(12月分)の概要について (2) 令和7年度総会および研究会等開催予定(案)について (3) その他
1856	7.1.24	1 報告事項 (1) 労働組合資格審査について(委員推薦) ア 令和7年(資)第1号 イ 令和7年(資)第2号 ウ 令和7年(資)第3号 エ 令和7年(資)第4号 (2) あっせんについて ア 令和6年(個)第11号

		<p>(3) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 令和6年労働組合基礎調査の概要について</p> <p>(2) 令和7年度総会および研究会等開催予定(修正案)について</p> <p>(3) その他</p>
1857	7.2.14	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(調)第1号</p> <p>イ 令和7年(個)第1号</p> <p>ウ 令和7年(個)第2号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 第142回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議(1/31)について</p> <p>(2) 月例労働相談(1月分)の概要について</p> <p>(3) その他</p>
1858	7.2.28	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(調)第1号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 令和7年度月例労働相談実施要領(案)について</p> <p>(2) 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会での検討状況について</p> <p>(3) その他</p>
1859	7.3.14	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(調)第1号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 月例労働相談(2月分)の概要について</p> <p>(2) その他</p>
1860	7.3.28	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(調)第1号</p> <p>イ 令和7年(個)第3号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 令和6年版年報について</p> <p>(2) その他</p>
1861	7.4.1	<p>1 付議事項</p> <p>(1) 会長の選挙について</p> <p>(2) 会長代理の選挙について</p>

1862	7.4.1	<p>1 付議事項</p> <p>(1) あっせん員候補者名簿の作製および公示について</p> <p>(2) 公労使各側の世話役（幹事）の選出について</p> <p>(3) 総会議事録の承認方法について</p> <p>(4) 研修・啓発小委員会の委員の選出について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 令和7年度総会および諸会議について</p> <p>(2) その他</p>
1863	7.4.11	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年（調）第1号</p> <p>イ 令和7年（個）第3号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 令和6年度近畿地区労使関係セミナーの概要について</p> <p>(2) 令和6年度活性化取組状況について</p> <p>(3) 月例労働相談（3月分）の概要について</p> <p>(4) その他</p>
1864	7.4.25	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年（調）第1号</p> <p>イ 令和7年（個）第3号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 第125回近畿ブロック労働委員会連絡協議会の議題について</p> <p>(2) 委員会研究会（5月16日）の開催案内について</p> <p>(3) その他</p>
1865	7.5.9	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年（調）第1号</p> <p>イ 令和7年（個）第3号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 月例労働相談（4月分）の概要について</p> <p>(2) 委員会研究会（5月16日）について</p> <p>(3) その他</p>
1866	7.5.23	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年（調）第1号</p> <p>イ 令和7年（調）第2号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 近畿ブロック労働者側委員連絡協議会総会（5/19）の概要について</p> <p>(2) 10月労働相談会実施要領（素案）について</p> <p>(3) その他</p>

1867	7.6.16	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(調)第1号</p> <p>イ 令和7年(調)第2号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 10月労働相談会実施要領(案)について</p> <p>(2) 第125回近畿ブロック労働委員会連絡協議会(6/3)の概要について</p> <p>(3) その他</p>
1868	7.6.27	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(調)第1号</p> <p>イ 令和7年(調)第3号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p>
1869	7.7.11	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(調)第1号</p> <p>イ 令和7年(調)第3号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 月例労働相談(6月分)の概要について</p> <p>(2) 全国労働委員会会長連絡会議(6/13)の概要について</p> <p>(3) その他</p>
1870	7.7.25	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(調)第1号</p> <p>イ 令和7年(調)第3号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) その他</p>
1871	7.8.8	<p>1 付議事項</p> <p>(1) 労働組合資格審査の開始について(労働者供給事業)</p> <p>ア 令和7年(資)第5号</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(調)第1号</p> <p>イ 令和7年(調)第3号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>3 その他事項</p> <p>(1) その他</p>
1872	7.8.22	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(調)第1号</p>

		<p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 月例労働相談（7月分）の概要について</p> <p>(2) 労働相談の実施状況（第1四半期）について</p> <p>(3) 出前講座の実施状況（4月～7月）について</p> <p>(4) その他</p>
1873	7.9.12	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 労働組合資格調査（労働者供給事業・法人登記）について</p> <p>ア 令和7年（資）第5号</p> <p>(2) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年（調）第1号</p> <p>(3) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 10月労働相談会の広報について</p> <p>(2) 委員会研究会（9/19）について</p> <p>(3) その他</p>
1874	7.9.26	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 令和7年（調）第1号争議にかかる統報について</p> <p>(2) 令和7年度公労使委員合同研修（9/4-5）の概要報告について</p> <p>(3) 10月労働相談会について</p> <p>(4) その他</p>
1875	7.10.10	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年（個）第4号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 令和7年（調）第1号争議にかかる統報について</p> <p>(2) 月例労働相談（9月分）の概要について</p> <p>(3) 10月労働相談会（10/3、10/4実施分）の概要について</p> <p>(4) その他</p>
1876	7.10.24	<p>1 付議事項</p> <p>(1) あっせん員候補者の解任について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年（個）第4号</p> <p>イ 令和7年（個）第5号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>3 その他事項</p> <p>(1) 令和6年（個）第5号事件にかかる統報について</p> <p>(2) 近畿ブロック会長連絡会議（10/17）の概要について</p> <p>(3) 委員会研究会（第3回、第4回）について</p> <p>(4) その他</p>

1877	7.11.17	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(個)第5号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 10月労働相談会(10/22、10/24実施分)の概要について</p> <p>(2) その他</p>
1878	7.11.28	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 労働組合資格審査(委員推薦)について</p> <p>ア 令和7年(資)第6号</p> <p>(2) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(個)第5号</p> <p>(3) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 全国労働委員会連絡協議会総会(11/13,14)の概要について</p> <p>(2) 奈良県労働委員会セミナー(10/30)の概要について</p> <p>(3) その他</p>
1879	7.12.12	<p>1 付議事項</p> <p>(1) あっせん員候補者の解任について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(個)第5号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>3 その他事項</p> <p>(1) 労働相談の実施状況(第2四半期)について</p> <p>(2) 10月労働相談会の実施結果(まとめ)について</p> <p>(3) 委員会研究会(1月28日)の開催案内について</p> <p>(4) その他</p>
1880	7.12.26	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和7年(個)第5号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他事項</p> <p>(1) 公労使委員個別紛争専門研修(12/1,2)の概要について</p> <p>(2) その他</p>

### 3 公益委員会議

開催回数	期 日	付議事項および協議事項
第1602回	令和7.1.10	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 第142回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について</p>
1603	7.1.24	<p>1 付議事項</p> <p>(1) 労働組合資格審査について(委員推薦)</p> <p>ア 令和7年(資)第1号</p> <p>イ 令和7年(資)第2号</p> <p>ウ 令和7年(資)第3号</p> <p>エ 令和7年(資)第4号</p>

1604	7.8.8	1 付議事項 (1) 労働組合資格審査について (労働者供給事業・法人登記) ア 令和7年(資)第5号
1605	7.9.12	1 付議事項 (1) 労働組合資格審査について (労働者供給事業・法人登記) ア 令和7年(資)第5号
1606	7.11.17	1 協議事項 (1) 第143回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1607	7.11.28	1 付議事項 (1) 労働組合資格審査について (委員推薦) ア 令和7年(資)第6号
1608	7.12.16	1 協議事項 (1) 第143回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について

#### 4 研究会

開催回数	期 日	内 容
第77回	令和7. 2. 21	講演：労働局における個別労働紛争解決制度および育児介護休業法等の改正について (講師：滋賀労働局 雇用環境・均等室 職員)
78	7.5.16	講演：精神・発達障害の特性について (講師：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 主任障害者職業カウンセラー)
79	7.9.19	企業訪問：社会福祉法人 共生シンフォニー、がんばカンパニー

#### 5 労働相談会

##### (1) 月例労働相談

期 日	場 所	相談員 (委員)			相談件数
		公益	労働者	使用者	
令和7.1.24	委員会室	土井会長代理	白崎委員	中作委員	3
7.2.28	〃	奥田委員	榎並委員	城月委員	1
7.3.28	〃	中委員	大西委員	西川委員	1
7.4.25	〃	土井会長代理	白崎委員	緒方委員	2
7.6.27	〃	吉田会長	大西委員	川西委員	1
7.7.25	〃	川原委員	松本委員	中作委員	1
7.9.26	〃	土井会長代理	大西委員	中作委員	2
7.12.26	〃	吉田会長	白木委員	川西委員	3

相談件数：14件（5月、8月、11月は、相談日を設けたが相談実績なし。）

(2) 労働相談会（10月の「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて開催）

期 日	場 所	相談員（委員）			相談件数
		公益	労働者	使用者	
令和7.10.3	大津市	川原委員	白崎委員	緒方委員	1
7.10.4	彦根市	中委員	白木委員	川西委員	1
7.10.22	草津市	川原委員	松本委員	西川委員	2
7.10.24	大津市	奥田委員	榎並委員	城月委員	2

相談件数：6件

## 6 委員会連絡会議

(1) 全国労働委員会会長連絡会議

期 日 令和7年6月13日  
場 所 和歌山県和歌山市  
講 演 「今後の労働基準関係法制の検討課題」  
議 題 和解の取組について

(2) 第80回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和7年11月13日～14日  
場 所 東京都文京区  
講 演 「労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実」  
議 題 ① 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について  
② コロナ禍の教訓から学ぶ

(3) 第142回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議

期 日 令和7年1月31日  
場 所 兵庫県神戸市  
議 題 ① 確認的命題について－兵庫県労委－  
② 労働委員会での和解手続における労働法規上の強行規定等への配慮について－兵庫県労委－

(4) 近畿ブロック労働委員会労働者側委員連絡会議

ア 第57回総会・研究会

期 日 令和7年5月19日  
場 所 和歌山県和歌山市  
議 題 ① 総会  
ア 2024年度活動経過報告、各府県労委活動報告、会計報告・会計監査報告  
イ 2025年度活動方針(案)、予算(案)、諸活動について(案)、役員体制(案)  
② 研究会  
講演：「組織（法人）の運営と承継」

## イ 命令研究会

期 日 令和7年11月25日

場 所 大阪府大阪市

講 演 「Y市・Y市教育委員会 不当労働行為救済申立事件－令和3年（不）第1号及び第2号併合事件－」

### (5) 第125回近畿ブロック労働委員会連絡協議会

期 日 令和7年6月3日

場 所 兵庫県神戸市

議 題 ① 不当労働行為救済申立事件における審査委員の心証開示等のあり方について－兵庫県労委－  
② 労働者性に争いのある者を構成員とする団体が、不当労働行為の救済や争議調整を申し立てた際の対応について－兵庫県労委－

### (6) 近畿ブロック労働委員会会長連絡会議

期 日 令和7年10月17日

場 所 滋賀県草津市

議 題 ① 令和8年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について－和歌山県労委－  
② 争議団およびフリーランスの労働争議の調整申請について－滋賀県労委－  
③ 労働者供給事業許可申請等のための労働組合の資格審査について－滋賀県労委－

## 7 事務局連絡会議

### (1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和7年6月12日

場 所 和歌山県和歌山市

議 事 ① 審査概況等について  
② 調整事件等の概況について  
③ その他

議 題 ① 外国人労働者に係る事案への対応について  
② 事務局職員の人材育成等について

### (2) 近畿ブロック労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和7年10月17日

場 所 滋賀県草津市

議 題 ① 令和8年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について－和歌山県労委－  
② 精神疾患に罹患している方やメンタル不調の方への配慮や工夫について－滋賀県労委－

### (3) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 令和7年10月23日

場 所 東京都港区

議 題 ① 労働組合法第2条の「主体」性について  
② 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について  
③ 労働委員会事務局における人材確保・育成について

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 令和7年10月24日

場 所 東京都港区

報 告 ① 中央労働委員会事務局からの説明（調整業務の運営について）

② 都道府県労働委員会からの事例報告等

・集团的労使紛争事件 –福岡県労委–

・個別労働紛争事件 –鳥取県労委–

・事例集の参考資料の作成・提供について –中央労委事務局–

③ 都道府県労働委員会からの業務報告（都道府県労働局等関係機関との連携について）

(5) 近畿ブロック労働委員会事務局課長会議

平成30年度以降休止

8 業務運営状況調査

令和2年以降休止

9 審問見学

実施なし

10 講座等

(1) 大学への出前講座

期日	場所	講師	出席者
令和7.4.23 (連合滋賀寄付講座)	滋賀大学	労働者委員、 事務局職員	経済学部1～4年生
7.5.26	滋賀県立大学	事務局職員	1～4年生
7.7.2	びわこ学院大学（4年生） びわこ学院大学（短期大学部）	事務局職員	3年生 2年生

(2) 高等学校への出前講座

期日	場所	講師	出席者
令和7.1.15	大津清陵高等学校（昼間部）	事務局職員	1～3年生
7.1.22	長浜農業高等学校	〃	1年生
7.1.30	長浜北星高等学校（全日制）	〃	2年生
7.3.14	北大津高等学校	〃	1・2年生
7.4.17	瀬田工業高等学校（定時制）	〃	1・2年生
7.7.3	大津清陵高等学校馬場分校	〃	1・2年生
7.7.4	鳥居本養護学校	〃	高等部1年生
7.11.5	堅田高等学校	〃	3年生
7.11.10	八幡商業高等学校	〃	3年生
7.11.19	大津清陵高等学校（昼間部）	〃	1～4年生
7.12.16	長浜北星高等学校（定時制）	〃	1～4年生
7.12.18	彦根工業高等学校（定時制）	〃	1～4年生

## 11 研修

### (1) 経営労働フォーラム2025

期 日 令和7年2月4日

場 所 滋賀県草津市

- 内 容
- ① 解説：連合2025春季生活闘争方針について
  - ② 解説：2025年版 経営労働政策特別委員会報告について
  - ③ 時局講演：「雇用・賃金状況の変化と2025年春闘」

### (2) 公労使委員合同研修

期 日 令和7年9月4日～5日

場 所 東京都港区

研修内容

(全体研修)

- ① 労働委員会について－歴史・現状・課題－
- ② 労働法の基礎
- ③ 事例検討1（調整関係）
- ④ 事例検討2（審査関係）

(公益委員研修)

- ① 審査実務研修「事例研究（1事例）」
- ② 和解実務研修「事例研究（1事例）」
- ③ 調整実務研修「あっせんのスキルと心構え」

(労働者委員研修)

- ① 「不当労働行為救済制度について」
- ② 「個別労働紛争の現状と解決制度」

### (3) 公労使委員個別紛争専門研修

期 日 令和7年12月1日～2日

場 所 東京都千代田区

- 内 容
- ① 裁判例の動向
  - ② 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例
  - ③ 労働関係法令の改正等の動向
  - ④ スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換

### (4) 労使関係セミナー

ア 令和6年度 第3回

期 日 令和7年3月17日

場 所 大阪府大阪市

- 内 容
- ① 講演：「仕事と育児・介護との両立支援のための法政策」
  - ② 仕事と育児・介護の両立支援に関する行政の取組

イ 令和7年度 第1回

期 日 令和7年10月30日

場 所 奈良県奈良市  
内 容 講演：「ジョブ型雇用と賃金制度」

ウ 令和7年度 第2回

期 日 令和7年11月12日

場 所 大阪府大阪市

内 容 ① 講演：「運輸業における適正な賃金体系の在り方等について考える～最近の重要判例を踏まえて～」  
② パネルディスカッション

(5) 研修・啓発小委員会

期 日 令和7年3月14日

令和7年4月11日

令和7年6月16日

令和7年8月29日

令和7年9月12日

令和7年10月10日

内 容 労働委員会委員および事務局職員の資質の向上や労働委員会の活動に係る情報発信等を体系的に推進するため、平成29年度から開催している。

令和7年度のテーマは、①メンタルヘルス、②多様な人材の就労、③スポットワーク、④カスタマーハラスメントについてである。

## 第2節 事件取扱概況

当委員会における令和7年の事件取扱概況は第1表のとおりであった。

第1表 事件取扱概況

事件区分		年		令和3		4		5		6		7	
労働組合 資格審査	不当労働行為救済申立てのため	1	1							1			
	法人登記のため			1								1	
	委員推薦のため	4				4				1		5	
	総会の決議によるもの											1	
	計	5	1	1		4				2		7	
不当労働行為事件 審査	労組法7条1号該当												
	労組法7条2号該当	1	1							1			
	労組法7条3号該当												
	労組法7条4号該当												
	労組法7条1・2号該当												
	労組法7条1・3号該当												
	労組法7条1・4号該当												
	労組法7条2・3号該当												
	計	1	1							1			
争議の 調整	集団的労使紛争あっせん 調停	1		2		4	1	3	2	3			
	仲裁												
	計	1		2		4	1	3	2	3			
個別的労使紛争あっせん		8	1	8	1	1		11		6	1		
争議の実情調査		20		23	5	22	6	25	7	23	7		
地公労法の認定・告示													
行政訴訟事件													

(注) ・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

・令和7年において法人登記のためと総会の決議によるものを同一に資格審査した事件は別に計上している。

第2表 月別事件取扱件数状況

事件区分		月												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
労働組合 資格審査	新規係属件数	4							2			1		7
	前月からの繰越し									2				—
	取扱件数	4							2	2		1		—
不当労働 行為事件 審査	新規係属件数													—
	前月からの繰越し													—
	取扱件数													—
集団的 労使紛争 あっせん	新規係属件数		1			1	1							3
	前月からの繰越し			1	1	1	2	2	2					—
	取扱件数		1	1	1	2	3	2	2					—
個別的 労使紛争 あっせん	新規係属件数	2		1						1	1			5
	前月からの繰越し	1	2		1						1	1	1	—
	取扱件数	3	2	1	1					1	2	1	1	—
争議の 実情調査	新規係属件数		6	1					2		7			16
	前月からの繰越し	7	3	9	6	6	6	1	1	3	2	8	8	—
	取扱件数	7	9	10	6	6	6	1	3	3	9	8	8	—
地公労法の 認定・告示	新規係属件数													0
	前月からの繰越し													—
	取扱件数													—
行政訴訟 事件	新規係属件数													0
	前月からの繰越し													—
	取扱件数													—

第3表 地域別事件係属状況

事件区分	地域						計
	湖南	湖東	湖北	湖西	県外		
労働組合資格審査	5		2				7
不当労働行為事件審査							
集団的労使紛争あつせん	3						3
個別的労使紛争あつせん	2	1	3				5
争議の実情調査	19	6	2	1	2		23
地公労法の認定・告示							
行政訴訟事件							

(注) ・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

・地域別表示は、次のとおりである。

湖南 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市

湖東 近江八幡市、東近江市、彦根市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡

湖北 長浜市、米原市

湖西 高島市

第4表 企業規模別状況 ・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

事件区分	規模							計
	9人以下	10～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500人以上		
労働組合資格審査		2		3				5
不当労働行為事件審査								
集団的労使紛争あつせん				1		2		3
個別的労使紛争あつせん		2				4	1	6
争議の実情調査		9	3	3	1	2	1	23
地公労法の認定・告示								
行政訴訟事件								

(注) ・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

・労働組合資格審査のうち法人登記のためと総会の決議によるものは本表に含まれない。

第5表 業種別状況

事件区分	業種													計										
	農業・林業	漁業	鉱業・採石業・砂利採取業	建設業	製造業	熱供給・水道業	電気・ガス・情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	物品賃貸業	不動産業	技術サービス業		学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食業・娯楽業	生活関連サービス業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	(他に分類されないもの)	サービス業	公務	
労働組合資格審査				4				1																5
不当労働行為事件審査																								
集団的労使紛争あつせん																		3						3
個別的労使紛争あつせん					3			1										2						6
争議の実情調査								1										22						23
地公労法の認定・告示																	7							7
行政訴訟事件																								

(注) ・下段の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

・労働組合資格審査のうち法人登記のためと総会の決議によるものは本表に含まれない。

・業種は日本標準産業分類大分類に準拠する。

## 第3節 審 査

### 1 不当労働行為事件審査

#### (1) 概 況

令和7年に、当委員会が取り扱った不当労働行為審査事件は0件だった。  
最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分 \ 年	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
申立件数	3	1	0	0	2	0	0	0	1	0
取扱件数	4	2	0	0	2	1	0	0	1	0
	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0

#### (2) 審査の期間の目標の達成状況

対象なし

#### (3) 取扱事件一覧表

対象なし

#### (4) 事件の概要

対象なし

#### (5) 再審査申立事件の概要

対象なし

#### (6) 行政訴訟事件の概要

対象なし

## 2 労働組合資格審査

### (1) 概 況

#### ア 取扱状況

令和7年における労働組合資格審査の取扱件数は7件であり、内訳は、法人登記のためのものが1件、委員推薦のためのものが5件、総会の決議によるものが1件であった。不当労働行為救済申立てによるものはなかった。

不当労働行為救済申立てのためとは、労働組合が不当労働行為救済申立てを行う際に申請されるものであり、委員推薦のためとは、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合から申請されるものである。法人登記のためとは、労働組合が組合財産の明確化や保護、または所得税法上の優遇措置等の効果を得るため、法人格を取得する際に申請されるものである。また、総会の決議によるものとは、労働組合法以外の法律で資格審査が必要と定められているため、労働組合が資格審査証明を申請した場合に、総会の決議により行われるものであり、具体的には労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合（職業安定法第33条第2項）と無料の労働者供給事業を行う場合（職業安定法第45条、同法施行規則第32条）がある。本年は労働者供給事業の許可申請のためのものが1件が係属した。

年別申請理由別取扱件数表

(注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

申請理由 \ 年	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
不当労働行為 救済申立て	5	1	0	0	1	1	0	0	1	0
法人登記	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1
委員推薦	2	8	2	4	2	4	0	4	1	5
総会の決議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	7	9	2	4	4	5	1	4	2	7
	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0

#### イ 終結状況

審査の結果、労働組合法に適合すると認められたものは7件である。

終結状況表

申請理由 \ 結果	適合	不適合	取下げ	打切り	次年繰越し	計
不当労働行為 救済申立て	0	0	0	0	0	0
法人登記	1	0	0	0	0	1
委員推薦	5	0	0	0	0	5
総会の決議	1	0	0	0	0	1
計	7	0	0	0	0	7

(2) 資格審査一覧表

番号	労働組合名	従業員数	組合員数	申請理由	申請年月日	決定年月日	結果
7 ・ 1	UAゼンセン近江バルベ ット労働組合	33	22	委員推薦	7.1.10	7.1.24	適合
7 ・ 2	江若交通労働組合	149	106	委員推薦	7.1.10	7.1.24	適合
7 ・ 3	山科精器労働組合	148	74	委員推薦	7.1.10	7.1.24	適合
7 ・ 4	ショット日本労働組合	104	50	委員推薦	7.1.10	7.1.24	適合
7 ・ 5	京滋労働組合	—	13	法人登記 ・労働者 供給事業	7.8.7	7.9.12	適合
7 ・ 6	UAゼンセン近江バルベ ット労働組合	33	22	委員推薦	7.11.21	7.11.28	適合

(注) 従業員数および組合員数は、資格審査申請時点の数字である。

## 第4節 調 整

### (1) 概 況

#### ①事件数

令和7年に取り扱った調整事件数は、集团的労使紛争については、あっせんが3件であり、調停および仲裁はなかった。個別的労使紛争については、6件のあっせんを取扱った。

最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は、実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分		年									
		平成28	29	30	31 令和元	令和2	3	4	5	6	7
取扱総件数		9	9	17	9	12	9	10	5	14	9
		0	1	1	0	1	1	1	1	2	1
集团的 労使紛争	あっせん	2	3	4	2	3	1	2	4	3	3
	調停	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0
	仲裁	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
個別的労使紛争 のあっせん		7	6	13	7	8	8	8	1	11	6
		0	1	0	0	1	1	1	0	0	1

#### ②取扱結果

##### ア 集团的労使紛争

令和7年に係属した3件は、当年内に全て終結した。

結果		年				
		令和3	4	5	6	7
取扱件数		1	2	4	3	3
終結	解決	0	1	2	3	1
	取下げ	1	0	0	0	0
	不開始	0	0	0	0	0
	打切り	0	0	0	0	2
翌年繰越し		0	1	2	0	0

##### イ 個別的労使紛争のあっせん

令和7年に係属した6件は、当年内に5件が終結した。

結果		年				
		令和3	4	5	6	7
取扱件数		8	8	1	11	6
		1	1	0	0	1
終結	解決	1	5	0	6	1
	取下げ	0	0	0	0	1
	不開始	2	1	0	0	1
	打切り	0	0	0	0	0
		4	2	1	4	3
		1	1	0	0	0
翌年繰越し		1	0	0	1	1

(注) 下段の数字は、実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

③調整事項の状況

新規係属事件の調整事項別状況は次のとおりである。なお、1つの係属事件に調整事項が複数含まれる場合があるため、調整事項の総計と新規係属事件数は一致しない。

ア 集团的労使紛争

調整事項		年				
		令和3	4	5	6	7
組合活動・労働協約				1		
a	組合承認・組合活動			1		
b	協定締結・全面改定					
c	協定効力・解釈					
賃金等		2	1	3	1	1
d	賃金増額	1		1		
e	一時金					
f	諸手当		1	1		1
g	その他賃金に関するもの			1	1	
h	退職一時金・年金	1				
i	解雇手当・休業手当					
給与以外の労働条件					1	2
j	労働時間					
k	休日・休暇					
l	作業方法の変更					
m	定年制					
n	その他の労働条件				1	2
経営または人事		1	1	1		
o	事業休廃止・事業縮小					
p	企業合併・営業譲渡					
q	人員整理					
r	配置転換					
s	解雇			1		
t	その他の経営・人事	1	1			
福利厚生						
u	福利厚生					
団体交渉等				1		1
v	団交促進			1		1
w	事前協議制					
その他			2	1		
x	その他		2	1		
総計		3	4	7	2	4
新規係属事件数		1	2	3	1	3

イ 個別的労使紛争

調整事項		年				
		3	4	5	6	7
経営または人事		2	4		7	3
ア	解雇	1	2		2	1
イ	配置転換・出向・転籍		1		1	
ウ	復職					1
エ	懲戒処分					
オ	退職				1	
カ	勤務延長・再雇用	1			1	
キ	その他経営または人事		1		2	1
賃金等		4	4		4	2
ク	賃金未払い	2	1			
ケ	賃金増額					
コ	賃金減額	1			1	
サ	一時金				1	
シ	退職一時金				1	1
ス	解雇手当	1			1	
セ	休業手当		1			
ソ	諸手当		2			
タ	その他賃金					1
チ	年金（企業年金・厚生年金等）					
労働条件等		4	3		3	1
ツ	労働契約		2			
テ	労働時間	1				
ト	休日・休暇					
ナ	年次有給休暇				1	
ニ	育児休業・介護休業					
ヌ	時間外労働					
ネ	安全・衛生				1	1
ノ	福利厚生制度					
ハ	社会保険					
ヒ	労働保険				1	
フ	その他の労働条件等	3	1			
職場の人間関係		4	2	1	8	2
ヘ	セクハラ					
ホ	パワハラ・嫌がらせ	4	2	1	8	2
その他		1	1	1	2	3
マ	その他	1	1	1	2	3
総計		15	14	2	24	11
新規係属事件数		7	7	1	11	5

## (2) 取扱事件一覧表

## ①集团的労使紛争

番 号	661	662	
事 件 番 号	令和7年(調)第1号	令和7年(調)第2号	
調 整 区 分	あっせん	あっせん	
当 事 者	申請者	医療法人A	Bユニオン
	相手方	A労働組合	医療法人B
事 業 内 容	医療・福祉	医療・福祉	
従 業 員 数	100~299人	500人~	
争議参加人員 (組合員数)	141人	160人(当該事業所1人)	
調 整 事 項	・夜間・休日にかかる業務についての労使合意	・組合員Xを配置転換前の職種に戻すこと ・団体交渉に誠実に応じること	
組 合 側 主 張	法人側から提示された夜間・休日の業務手当額はあまりに低額であり合意できない。また、組合員である職員に個別に業務への参加を打診することは団結権の侵害にあたるため、止めてもらいたい。	組合員Xは、法人から突然、他の職種への配置転換を命じられた。法人側の主張する配置転換の原因は事実誤認であるため、速やかに組合員Xを元の職種に戻すべきである。また、この件につき法人側に団体交渉を申し入れたが拒否された。	
使 用 者 側 主 張	現在の経営状況に照らせば、業務手当額を引き上げることは難しい。また、夜間・休日の業務について協力可能な職員を募りたいが、それもできないのは納得できない。	組合員Xに対し、再三にわたり注意や指導を行ってきたが、業務態度の改善がなされなかったため、他の職種への配置転換を命じた。また、団体交渉自体を明確に拒否しているわけではない。	
申 請 年 月 日	令和7年2月7日	令和7年5月20日	
終 結 年 月 日	令和7年8月29日	令和7年6月2日	
結 果	解決	打切り(不応諾)	
終 結 要 旨	双方があっせん案を受諾した。 【あっせん案要旨】 ・業務に関わる賃金(手当額)について、引き続き労使間で協議を進める。 ・法人が組合員の労働条件を変更する際は、事前に変更内容を伝えるなど誠実な対応をする。	使用者からあっせん手続きに参加する意思のない旨が表明されたため打ち切った。	
調 整 担 当 員	玉井(公) 川原(公) 大西(労) 西川(使)	吉田(公)	

番 号	663	
事 件 番 号	令和7年(調)第3号	
調 整 区 分	あっせん	
当 事 者	申請者	Bユニオン
	相手方	医療法人B
事 業 内 容	医療・福祉	
従 業 員 数	500人～	
争議参加人員 (組合員数)	160人(当該事業所1人)	
調 整 事 項	・組合員Xを配置転換前の職種に戻すこと	
組 合 側 主 張	組合員Xは、法人から突然、他の職種への配置転換を命じられた。法人側の主張する配置転換の原因は事実誤認であるため、速やかに組合員Xを元の職種に戻すべきである。	
使 用 者 側 主 張	組合員Xに対し、再三にわたり注意や指導を行ってきたが、業務態度の改善がなされなかったため、他の職種への配置転換を命じた。 また、組合員Xの元の業務は既に廃止されたため、当該業務に従事させることはできない。	
申 請 年 月 日	令和7年6月23日	
終 結 年 月 日	令和7年8月6日	
結 果	打切り	
終 結 要 旨	あっせんを開催したが、当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため打ち切った。	
調 整 担 当 員	吉田(公) 白木(芳) 川西(使)	

②個別的労使紛争

番 号	個 1 2 4	個 1 2 5
事 件 番 号	令和6年(個)第11号	令和7年(個)第1号
当 事 者	申請者	被申請者従業員
	相手方	株式会社L
事 業 内 容	運送業、倉庫業	医療、福祉
従 業 員 数	500人～	10～49人
調 整 事 項	・定年まで〇〇営業所での勤務 ・定年退職後の再雇用勤務地は〇〇営業所	・未払い賃金の支払い ・精神的苦痛の補償、本来受け取れたはずの給与・賞与の支払い
労働者側主張	定年まで残り数か月であるにもかかわらず、他の従業員が異動を拒否したという理由で、自身が異動になることは納得できない。 退職勧奨されているとしか思えない。	上司から度々ハラスメントを受けた。 また、退職を強要され、退職せざるを得ない状況に追い込まれた。
使用者側主張	経営上、従業員の異動が必要であることや異動対象者の人選については、申請者にこれまで説明し、了解を得ていたはずである。 退職勧奨を行ったものではない。	当該上司からハラスメントを受けたという話は他の従業員から聞いてない。 申請者が退職すると事業の継続が困難になるため、退職を強要したことはない。
申請年月日	令和6年11月22日	令和7年1月24日
終結年月日	令和7年1月21日	令和7年2月7日
結 果	解決	打切り(不応諾)
終 結 要 旨	双方があっせん案を受諾した。 【あっせん案要旨】 ・会社は申請者の定年退職後、現在の勤務地で嘱託として再雇用する。 ・申請者は会社に再雇用されるにあたり、配送および社員補助の業務に従事する。	使用者からあっせん手続きに参加する意思のない旨が表明されたため打ち切った。
あっせん員	吉田(公)、白崎(労)、川西(使)	中(公)

番号	個126	個127	
事件番号	令和7年(個)第2号	令和7年(個)第3号	
当事者	申請者	被申請者元従業員	被申請者従業員
	相手方	株式会社B	株式会社C
事業内容	製造業	製造業	
従業員数	500人～	500人～	
調整事項	・退職時に未払いであった退職金の割増分の支払い	・ハラスメントに関する公正な調査、認定及び該当職員の配置転換 ・コンプライアンスを遵守した職場環境の提供	
労働者側主張	退職金の割増分の支給対象年齢の引き上げは、不利益変更であり、かつ合理性を欠くため無効である。 退職時に支給されなかった退職金の割増分の支払いを求める。	上司からハラスメントを受けたが、工場から本社に正確な事実の説明がなされていないため、社内調査でハラスメントの認定がされない。 異動を打診されているが、当該上司が異動すべきである。	
使用者側主張	退職金の割増分は恩恵的なものであり、退職金の性格をもつものではない。 また、労働組合との交渉プロセスに問題はなく、支給対象年齢の引き上げについて合意もされている。	ハラスメントの社内調査を行ったが、申請者が主張する事実は認められなかった。 申請者へ業務指導ができず、現場従業員とともに使用者も苦慮している。穏便に解決したいと考えている。	
申請年月日	令和7年1月27日	令和7年3月21日	
終結年月日	令和7年2月13日	令和7年4月30日	
結果	打切り(不承諾)	取下げ	
終結要旨	使用者からあっせん手続きに参加する意思のない旨が表明されたため打ち切った。	あっせん外で自主解決を目指すこととなったため、取り下げられた。	
あっせん員	奥田(公)	吉田(公)	

番 号	個128	個129	
事 件 番 号	令和7年(個)第4号	令和7年(個)第5号	
当 事 者	申請者	被申請者元従業員	被申請者従業員(派遣社員)
	相手側	株式会社D	株式会社E(派遣先)
事 業 内 容	医療・福祉	製造業	
従 業 員 数	10人~49人	500人~	
調 整 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元の職場への復職</li> <li>・就労時の取扱いに対する謝罪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休職期間中の賃金および慰謝料の支払い</li> <li>・謝罪</li> </ul>	
労働者側主張	<p>事業所の休止を理由として、退職勧奨により退職したが、事業所は現在も運営を継続している。</p> <p>これは不当な解雇であるため、復職を求める。</p>	<p>派遣先の従業員から受けた言動はパワハラに該当するものである。</p> <p>当該言動を理由に休職するに至ったのであるから、休職期間中の賃金等の支払いがなされる必要がある。</p>	
使用者側主張	<p>事業所の休止について、現在は猶予期間として運営を継続している。退職に際して1か月分の給与の支払いをし、申請者はこれに同意した。</p>	<p>社内で調査を行ったが、当該従業員がパワハラを行った事実は認められなかった。</p> <p>そのため、申請者への金銭の支払いおよび謝罪を行う必要はない。</p>	
申 請 年 月 日	令和7年9月26日	令和7年10月15日	
終 結 年 月 日	令和7年10月22日	係属中	
結 果	打切り(不応諾)	—	
終 結 要 旨	使用者からあっせん手続きに参加する意思のない旨が表明されたため打ち切った。	—	
あっせん員	川原(公)	中(公) 榎並(労) 西川(使)	

## 第5節 争議の実情調査

### (1) 概況

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した場合に、必要に応じてその実態を的確に把握し、調査の段階で適当な示唆・助言等を与えることにより、争議の早期解決を図るため、また、労働委員会が職権あっせん等を行う必要性の有無について判断するため、実施するものである。

特に公益事業については、争議行為を予定する日の10日前までに、労働委員会および知事に対してその旨の予告通知を行うことが義務づけられており、この予告通知に基づいて直ちに調査を実施し、また、一般事業の場合でも地域社会に影響を及ぼす特異な争議などについては実施している。

令和7年における実情調査は、前年からの繰越しが7件、新規調査件数が16件であった。調査の対象は医療業22件、道路旅客運送業1件、いずれも公益事業であり、争議行為予告通知を受けて調査を開始した。

- (注) ・争議行為が行われる事業所ごとに1件として集計した。  
 ・要求が終結せずに次の要求に引き継ぐ場合は1件として集計した。

#### ア 月別取扱状況

区 分	月												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
新規開始件数	0	6	1	0	0	0	0	2	0	7	0	0	16
取扱件数	7	9	10	6	6	6	1	3	3	9	8	8	—
終結件数	4	0	4	0	0	5	0	0	1	1	0	5	20
翌月繰越し件数	3	9	6	6	6	1	1	3	2	8	8	3	—

#### イ 終結状況

区 分	解 決	打切り	調整事件へ 移行	事件の併合	次年繰越し	計
件 数	7	13	0	0	3	23

(注) 単位組合において争議行為の予定がない場合は、総会で報告した上で調査を打ち切った。

## (2) 実情調査一覧

番号	争議名	要求事項	通知先	通知日	争議行為	調査終了日	終結状況
1	JCHO滋賀病院争議	賃上げ等	中労委 中労委	6.10.23 7.2.26	有	7.10.10	打切り
2	東近江総合医療センター争議	賃上げ等	中労委 中労委	6.10.25 7.2.28	有	7.3.28	打切り
3	紫香楽病院争議	賃上げ等	中労委 中労委	6.10.25 7.2.28	有	7.3.28	打切り
4	膳所診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	6.10.28	無	7.1.24	打切り
5	坂本民主診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	6.10.28	無	7.1.24	打切り
6	こびらい生協診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	6.10.28	無	7.1.24	打切り
7	こうせい駅前診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	6.10.28	無	7.1.24	打切り
8	膳所診療所	賃上げ等	滋賀県労委	7.2.27	有	7.6.27	解決
9	坂本民主診療所	賃上げ等	滋賀県労委	7.2.27	有	7.6.27	解決
10	こびらい生協診療所	賃上げ等	滋賀県労委	7.2.27	有	7.6.27	解決
11	こうせい駅前診療所	賃上げ等	滋賀県労委	7.2.27	有	7.6.27	解決
12	大津赤十字病院争議	賃上げ等	中労委 滋賀県労委 滋賀県労委	7.2.28 7.2.28 7.5.28	有	7.6.27	解決
13	長浜赤十字病院争議	賃上げ等	中労委	7.2.28	無	7.3.14	打切り
14	江若交通株式会社	賃上げ等	中労委	7.3.3	無	7.3.28	解決
15	大津赤十字病院争議	賃上げ等	中労委 滋賀県労委	7.8.25 7.10.24	有	7.12.26	解決
16	長浜赤十字病院争議	賃上げ等	中労委	7.8.25	無	7.9.12	打切り
17	東近江総合医療センター争議	賃上げ等	中労委	7.10.8	無		
18	紫香楽病院争議	賃上げ等	中労委	7.10.8	無		
19	JCHO滋賀病院	賃上げ等	中労委	7.10.16	無		
20	膳所診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	7.10.24	無	7.12.26	打切り
21	坂本民主診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	7.10.24	無	7.12.26	打切り
22	こびらい生協診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	7.10.24	無	7.12.26	打切り
23	こうせい駅前診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	7.10.24	無	7.12.26	打切り

## 第6節 広 報 活 動

次のとおり広報活動を行った。

(1) ホームページ

労働委員会の業務に対する県民の理解を深め、委員会制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の活動を随時掲載している。

(2) リスティング広告の活用

労働委員会の県民への認知度の向上と委員会制度の利用促進を図る目的で、Yahoo!で特定のキーワードを検索すると結果画面に労働委員会が上位に表示されるWeb広告を利用した。

(3) 「労働委員会リーフレット」の配布

労働委員会の業務に対する労使関係者の理解を深め、委員会諸制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の業務や利用手続を記載したリーフレットを配布している。

(4) 滋賀県労働広報紙『滋賀労働』における「労働委員会だより」の連載

滋賀県労働広報紙『滋賀労働』に労働委員会業務の紹介記事を連載している。

673号（3月） 不当労働行為事件のあらまし

674号（5月） 労使間のトラブルでお困りなら、まずはこちらに相談を！

675号（9月） 雇用のトラブルまず相談、次にあっせんを！

676号（12月） 不当労働行為事件のあらまし

※ 『滋賀労働』は、安定した労使関係の形成と労働者の福祉の向上を図るため、労働関係法規や労働福祉施策、職業能力開発施策等の情報提供を行う県の広報紙であり、年4回発行されている。発行部数は約4,000部であり、希望先にはメール配信を行っている。また、県ホームページにおいても公開されている。

(5) 月例労働相談の周知・広報

毎月開催する月例労働相談の周知・広報のため、県内の事業所、労働組合、商業施設、関係機関等、約4,300箇所に案内チラシを約6,600部配布した。また、労働委員会ホームページや新聞、県広報誌「滋賀プラスワン」等の広報媒体により紹介した。

(6) 無料労働相談会の周知・広報

10月開催の無料労働相談会の周知・広報のため、県内の事業所、労働組合、公共施設、関係機関等、約530箇所に案内チラシ約1,100部を配布した。また、労働委員会ホームページ、県広報媒体、ポスター、SNS、相談会開催市広報誌等の広報媒体により紹介した。その他、相談会開催市へ訪問し労働委員会の活動や労働相談会の紹介を行った。

(7) 出前講座における労働委員会の紹介

出前講座において、労働委員会の業務や利用手続等を紹介した。

## 滋賀県労働委員会年報

### －令和7年版－

刊行年月日	令和8年3月
主管課名	滋賀県労働委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077-528-4473
FAX番号	077-528-4972
電子メール	le00@pref.shiga.lg.jp
ホームページ	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/">https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/</a>
滋賀県労働委員会ホームページQRコード	

